

第4章 無電柱化の推進に関する施策と必要な事項

第1 無電柱化に関する制度の活用及び検討

1 都市開発諸制度等の活用

開発区域内においては、無電柱化が義務付けられておりますが、開発区域外においても、公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率など緩和する「都市開発諸制度」を活用した無電柱化事業について、開発事業者と連携しながら、無電柱化を推進していきます。

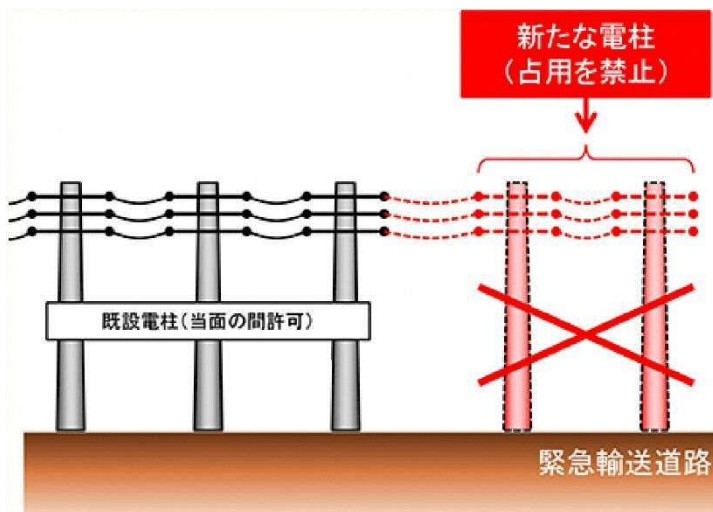
なお、狭隘な道路で無電柱化を実施する際の地上機器の設置は、公開空地等を活用していきます。



(出典：東京都無電柱化計画)

2 占用制限制度の検討

国が実施している「緊急輸送道路を対象に新設電柱の占用を制限する措置」について、防災の観点から、豊島区における緊急輸送道路においても、国の動向を踏まえ、適切な運用を検討します。



(出典：国土交通省ホームページ)

第2 関係者間の連携強化

1 無電柱化の推進体制

無電柱化を推進するには、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる「地方ブロック無電柱化協議会（関東地区無電柱化協議会）」や「都道府県地方部会（東京都無電柱化地方協議会）」等を活用し、無電柱化対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行う必要があります。

また、国及び都が開催する技術検討会において、多様な整備手法・低コスト手法の開発に向けた検討が実施されているため、豊島区においては、それらの技術開発に関する情報の共有に努めるとともに、実用化について検討を進めていきます。

2 無電柱化事業・工事の連携

無電柱化事業を実施する路線において、無電柱化を推進するにあたり、道路管理者、電線管理者、埋設物管理者等による「企業者調整会議」等を開催し、詳細な設計内容の確認を行います。

また、道路事業、地下埋設物（ガス、上下水道等）の工事が実施される際は、工程等の調整についても併せて行います。

3 他事業との連携

土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路事業など他事業と連携して、道路の新設と同時に低コストかつ広範囲における無電柱化を推進するため、総合的、計画的な取り組みを行っていきます。

4 民地等の活用

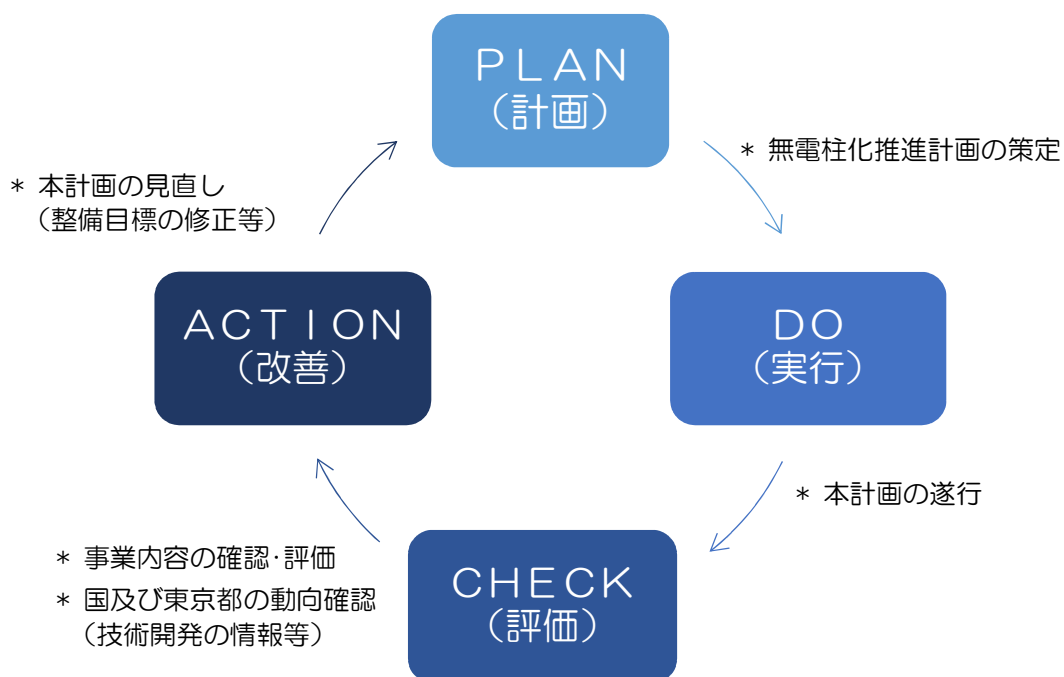
電線共同溝方式による無電柱化を実施する場合は、一般的に、幅員2.5m以上の歩道が必要となり、地上機器を歩道に設置する必要があります。

区道においては、歩道幅員が2.5m未満の道路や歩道のない道路が多いため、学校、公園などの公共施設の敷地や、歩道状空地、公開空地等の民地の活用について、施設管理者や地権者の合意を得ながら検討します。

第3 無電柱化推進計画の遂行と見直し

1 計画の遂行（進行管理）

多大な整備費用と長い施工期間、複数の事業者が関係する無電柱化事業を着実に実施するため、計画から事業の完成までの進捗状況を適切に管理します。



2 計画の見直し

国や東京都等の関連する上位計画や関係法令の動向、多様な整備手法、低コスト手法等の技術開発状況の最新情報を踏まえ、本計画に基づき、無電柱化事業を遂行していきます。

また、情勢の推移等により計画内容に変更が生じたときは、見直しについて検討を行います。